

「カルト問題」研究序説

溪 英 俊

はじめに

二〇二二年七月八日に、奈良県で遊説中の安倍晋三元首相が襲撃される事件が発生した。事件を起こした山上徹也被告は、世界平和統一家庭連合（旧称「世界基督教統一神霊協会」、以下「旧統一教会」と略称する）へ母親が多額の献金をしたこと、それに伴う家庭崩壊の怨恨によって犯行に及んだという報道がなされた。

また、安倍元首相を狙った理由について、旧統一教会関連団体である宇宙平和連合（Universal Peace Federation : UPPF）主催のイベントに、同氏がビデオメッセージを送るなどしていたため、旧統一教会との関係が密接だったと山上被告が考えていたからだとも報じられた。

その後、安倍元首相の祖父である岸信介と、文鮮明（旧統一教会の創始者）や国際勝共連合との間に関係があったこと、また自民党議員の選挙ボランティアとして旧統一教会信者や旧統一教会関連団体のメンバーが動員されていたこと、さらに旧統一教会関連団体主催のイベント等に複数の自民党議員が参加していたことなどが話題となっ

た。

そして、二〇二二年九月二七日には、殺害された安倍元首相の「国葬」が行われた。

また、二〇二二年一月一〇日には「法人等による寄付の不当な勧誘の防止等に関する法律」が成立し、さらに同月二七日には厚生労働省から「宗教の信仰等に関係する児童虐待等への対応に関するQ&A」が出された。

また、宗教法人法に基づく「質問権」がはじめて行使され、二〇二三年一月一三日に、文部科学省は旧統一教会に対する解散命令を東京地方裁判所に請求した。

事件後の出来事を時系列で追ってみたが、この中で種々の問題が露わとなった。先の出来事に添ってピックアップしてみると、次のように整理できよう。

- (1) 多額の寄付・献金の問題（山上被告の母親の献金等）
- (2) 宗教二世問題（それに伴う家庭崩壊、精神的虐待等）
- (3) 政教分離の問題（自民党と旧統一教会関連団体の関係、選挙ボランティア協力等）
- (4) 信教の自由の問題（メディアの報道姿勢、宗教ヘイト問題、教団による信仰の強制、「国葬」の問題、「解散命令」請求等）

これらの問題は、いわゆる「カルト問題」という枠組みの中における個別の課題として取り扱うことができる。

カルト問題を考える際、宗教学的な視点等から検討する方法がある。その場合は、集団の教義や儀式を中心に検討することになる。

一方、実践的な側面での検討も存在する。つまり、現にカルトによって被害を受けた人たちが存在し、その被害

者をどのようにして救済するかという視点で生じるものであり、カルトによる人権侵害等の問題についてどのように取り組むかという課題である。ただし、両者は全く切り離されたものではなく、特に被害者救済において学術的な研究領域からのフィードバックが重要になることは言うまでもない。

そこで拙論では、カルト問題を考えるにあたり、まず、「カルト」の定義とその判断基準について述べる。そして、カルト問題の一因となるマインド・コントロールについて確認する。最後に、宗教団体とカルト問題の関係、および宗教団体のカルト化に対してそれを抑制する教義について、浄土真宗の教義から試論を述べる。以上により、今後カルト問題を研究するにあたっての序説としたい。

第一章 「カルト」とは何か

第一節 「カルト」の定義

「カルト」とは何か。まず、その定義から考えてみる。

先行研究を参考にすると「カルト」の語は多義的であり、使用者によって意味が異なる。櫻井義秀は、「カルト概念が論者の自説や社会的実践にあわせて自由に構築されてきたという歴史がある」という。^③そして、ロドニー・スタークとウィリアム・ベインブリッジの「一九六〇年代以降アメリカにもたらされた東洋系の新宗教をはじめ、社会と緊張関係にある新宗教をカルトと定義した」^④例を紹介している。

また、カルトの被害者救済を目的に設立された日本脱カルト協会 (JSCPR)^⑤では、

社会学ではカルトをカリスマ的指導者によって作られたばかりの宗教集団とします。人類学では呪術的な儀礼そのものをカルトといい、祖霊や神霊が憑依する霊媒師の顧客集団をカルトと言っています。宗教学では宗教的体験を重視する神秘主義をカルトの特長と考えてきました。このような定義は、カルトの特長をそれぞれの学問領域で論じようとするものであつて、必ずしも社会問題を重視した定義ではありません⁽⁶⁾。

と、それぞれの学術分野での使用例をまとめている。さらに、

現在マスメディアをはじめ、一般社会が用いるカルトという言葉は、社会問題の所在を示す言葉です。宗教団体と社会との葛藤的側面があまりに長い間続き、その特長がほとんど変わらないような団体にあえてカルトという標識を付けて、その社会問題性を際立たせているのです⁽⁷⁾。

と、「カルト」という語の使用が、社会問題の側面にあるという。

それでは原点に立ち返り、「カルト」の語について語源や使用例の展開を確認する。

まず語源は、崇拜や礼拝を意味するラテン語の *cultus* から派生した語であるとされる。英語 *cult* はこの語源をもとに、第一義には「崇拜・信仰・祭式・儀礼」等の意味を上げ、第二義として「熱狂的な(グループ)」といった意味を上げる。第一義は、先に確認した人類学や宗教学的な使用例と共通するものである。

次に、使用例の展開を概観すると、ヨーロッパにおいては「異端」の意味として用いられてきた。このような位置付けは、あくまでも「正統(であるキリスト教)」とは異なるもの、という意識が背景にある。

また、アメリカでは、ヨーロッパと同様に伝統的なキリスト教以外の(異端的な)諸派や信仰の宗教、または新

宗教を指して「カルト」と呼ぶことがあった。しかし、一九七八年に南米ガイアナでおきた人民寺院事件⁸⁾以降、社会的な宗教団体に対して用いられる例が増加し、これらを「破壊的カルト (destructive cult)」と呼ぶようになる。前出のロドニーとウィリアムが指摘する「社会と緊張関係にある」という点と共通する要素が見られる。

さらに、日本においては、少数の熱狂的なファンをついたサブカルチャーに対して用いられる例が散見される⁹⁾。しかし、一九九〇年代頃、特にオウム真理教による一九九四年の松本サリン事件や一九九五年の地下鉄サリン事件以降、メディアを中心に反社会的な宗教団体に対して「カルト」の呼称が用いられるようになっていく。メディアで広く用いられている「カルト」について社会心理学者の西田公昭は、

俗にいうカルトとは、強固な信念を共有して熱狂的に実践し、表面的には合法的で社会正義をふりかざすが、実質には自らの利益追求のために手段を選ばない集団のことをさす¹⁰⁾

と説明する。

次に、実際に被害者救済活動を行っている弁護士や心理職等における「カルト」の使用例を確認する。旧統一教会からの脱会支援や、霊感商法訴訟等の弁護士を務める紀藤正樹は、

定義ありき、ではなく、実態ありき。

過去に多くの社会的問題や事件を引き起こしてきたか否か。

これが大きな判断基準になります。要するに、その宗教団体が行った行為によってなんらかの実害や被害が生まれてきた実態が確認できて初めて、カルトとみなすことができるのです¹¹⁾。

という。被害者救済活動に関わる実務者の視点といえよう。

このように語源的・歴史的・実務的立場での違いがあることが確認された。これらを総合して考えたうえで、拙論の立場は、社会問題の側面に軸を置く。

そこで、拙論では「カルト」を「特有の（主として宗教的）言説を用い、公共の福祉に反する行為を行う団体」と定義する。

まず「特有の（主として宗教的）言説」とは、その団体内のみに通じる言葉・論理・物語のことである。実際の「カルト」は、宗教団体に限るものではない。例えば、ロックバンド「X JAPAN」のボーカル TOSHI（現 Toshi）氏が入会し、同バンドの解散原因になったのは、自己啓発セミナー「ホームオブハート（HOH）」¹³である。このような自己啓発セミナー以外にも、スピリチュアル系の団体、マルチ・マルチまがい商法のグループなど、さまざまな団体による被害が確認できる。いずれにおいても、その団体に特有の言説によって人を惹きつけ、団体に利するような搾取が行われている点が共通している。さらに、搾取されている段階において、信者や入会者は、その団体の被害者であるが、そこから勧誘活動等に関わるようになると、次の被害者を生む加害者となり得るという被害の再生産を起こす構造が見られる。

次に「公共の福祉に反する行為」とは、主として人権侵害―経済的搾取（多額の献金）、肉体的搾取（強制的な奉仕活動・拘束・性的虐待）、精神的搾取（信仰・思想・信条の自由の制限・性的虐待）など―がある。さらにそれが拡大し、社会そのものに悪影響をおよぼしたり、犯罪行為に発展したりする場合もある。日本におけるその最たるものは、先出のオウム真理教による一連のテロ事件だといえよう。

以下、拙論ではこのような団体を「カルト」と定義し、その団体が引き起こす問題を「カルト問題」と称する¹⁴。

第二節 「カルト」の判断基準

次に、「カルト」の判断基準について確認しておくが、その前に注意すべき点がある。筆者の「カルト」の定義においても、また紀藤「二〇二三」等による定義でも、ある特定の団体を「カルト」と呼称することは、当該団体が公共の福祉に反する行為を行う団体や、社会的問題や事件を起こす団体であるというレッテルを貼ることになりかねない点である。たとえ社会的問題を起こしたことが事実であったとしても、当該団体が名誉毀損を理由とした訴訟をおこすことがあり、これをスラップ訴訟 (SLAPP) とも呼ぶ¹⁵⁾。その目的は当該団体に対する自由な言論の封殺である。アメリカでは一部の州で規制が行われているが、日本において実質的な法規制はなく、法整備を求める声も上がっている¹⁶⁾。そのため、「カルト」という語の使用については注意を要する。

それでは実際に、ある団体がカルトか否かについて、どのように判断したらよいだろうか。例えば JSCPR は、特定集団の反社会性のレベルを相対化した指標を開発しようと試み、「集団健康度」を点数化する形式で測定する目録を作成、公開しているので参照されたい¹⁷⁾。ただし設問が一一四項目と多く、その組織の内部事情についても相応な知識を有していなければ回答が困難なものも多い。その点からすると、この「集団健康度」の調査は、団体内部にいる者が、自団体の健康度をチェックする際に有用であろうと考えられる。

実際に判断する際には、その団体が過去に事件や社会問題等を起こしていないか、また多くの訴訟を起こしたり起こされたりしていないか、さらにウェブサイトや SNS 等で「被害者の会」といったグループが立ち上がっていないか、といった点が材料となる。

ただし筆者は、その団体の主張する言説、特に宗教的言説 (＝教義内容) は、一旦保留しておく必要があると考

える。もしその団体が掲げる言説が、いかに珍奇に映るのであつたとしても、また、どのような奇怪な儀式・儀礼を行っていたとしても、それらをカルトの判断基準とすることは避けるべきである。その理由は、日本国憲法第一九条「思想及び良心の自由」、第二〇条「宗教の自由」等である。思想や宗教的言説のみでカルトと断定することはできないし、また、してはならない。あくまでもカルト問題として取り扱われるようになるのは、団体の問題点・問題行動が表面化した時である。

拙論における「カルト」の定義は「団体」であるから、当該団体における公共の福祉に反するような要素の有無を一つの判断基準と考える⁽¹⁸⁾。日本国憲法は、集会・結社の自由を認めているため、何らかの目的を持って一堂に会したり、団体をつくったりすることについては制限されない。しかし、その団体が公共の福祉に反する活動を行った場合は別である。よって、あくまでも当該団体の活動や構成員の行為によって判断すべきである⁽²⁰⁾。それでは、団体の主張する言説の検討についてはどうするかというと、当該団体の公共の福祉に反する行為を分析する段階や、構成員の脱会支援を行う段階になつてから行うべきものだと考える。

付言すると、宗教系カルトの場合、宗教者が当該団体の教義について論じる場合、教義論争に発展してしまう可能性に注意が必要である。宗教学や比較思想の視点から、学術研究として教義を論じることもあり得るが、カルト問題の視点から論じる際には、被害者の救済という目的がある。教義論争に陥り、本来の目的から外れないように意識することが肝要であろう。

また、教団対カルトという対立になると、自身の所属教団がスラップ訴訟の対象になる危険性があるという点にも留意すべきである。

第二章 カルト問題とその原因について

第一節 危険なマインド・コントロール

カルト問題の原因の一つに、マインド・コントロールがあるとされる。この語が有名になった背景には、山崎浩子氏（元体操選手）の旧統一教会脱会報道がある。山崎氏は一九九二年八月二十五日に、桜田淳子氏（元歌手）、徳田敦子氏（元バドミントン選手）らとともに、韓国のソウルで開催された旧統一教会の合同結婚式に参加した。山崎氏は、その後、家族や牧師らの説得により脱会。一九九三年四月二十一日に、山崎氏が記者会見で「マインド・コントロールされていました」と語ったことにより、この語が広く知られるようになったのである。山崎氏が「マインド・コントロール」と表現した背景には、同じく旧統一教会の脱会者であるステイブン・ハッサンが、自身の体験を元にマインド・コントロールについて論じた *Combating Cult Mind Control* ²¹⁾ という著書の存在がある。マインド・コントロールは、日本語によると「精神操作」「心理操作」である。マインド・コントロールについては、特に社会心理学の分野で研究が行われており、西田「一九九五」は、

他者が自らの組織の目的成就のために、本人が他者から意思の誘導や操作を受けていることに気づかないあいだに、一時的あるいは永続的に、個人の精神過程や行動に影響を及ぼし操作すること。²²⁾

と定義している。

しかし同一条件下であっても、マインド・コントロールの影響には個人差があるため、定量化して論じることが困難である。さらに、広い意味で考えると、教育や購買意欲を沸き立たせるテレビコマーシャル等も、一様にマインド・コントロールであるという見解や、そもそもマインド・コントロール論それ自体が誤りだとする見解もあり、議論しにくい側面もある。そのため、カルト問題の裁判においても、マインド・コントロールによる被害と断定されるケースは現在のところない。²⁴⁾

また、二〇二三（令和五）年六月一日に施行された「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律（以下、「防止法」と略称）」においても配慮義務として、第三条第一項に、

寄附の勧誘が個人の自由な意思を抑圧し、その勧誘を受ける個人が寄附をするか否かについて適切な判断をすることが困難な状態に陥ることがないようにすること。

とされている。この「個人の自由な意思を抑圧し、その勧誘を受ける個人が寄附をするか否かについて適切な判断をすることが困難な状態」が、まさにマインド・コントロール下にある状態を指しているのだが、これを「マインド・コントロール」と断言する事ができない状況である。²⁵⁾

マインド・コントロールの複雑さは、この「個人の自由な意思」にある。マインド・コントロールの手法について紀藤「二〇一七」は保険のセールストークを例に説明し、自らその商品を選び購入したつもりでも、販売員からの心理操作があることを指摘する。もちろん、それが全面的に悪いわけではなく、購入した商品に満足しているならば問題はないし、さらに購入後でも冷静になり、クーリング・オフ制度を利用することも可能である。

このように、一般的な社会生活においても、他者からの影響、心理操作はあり得るものであり、その中で無

害なものから極めて悪質なものまでがグラデーションとなっている状態なのである。²⁷⁾

しかし、自分自身で選択したと思わせるような心理操作が悪用された場合、実際には他者からの誘導によって選択せざるを得ない状況が作られていたにも関わらず、「個人の自由な意志」によって選択したと判断してしまう。その判断はセンシティブなのである。殊に宗教行為の一環としての寄付や献金、布施についていえば、信教の自由との関係もあり、「個人の自由な意志」による献金なのか、マインド・コントロールによるものなのか、判断が困難である。そのため、先の「防止法」第三条第二項には、

寄附により、個人又はその配偶者若しくは親族（当該個人が民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十条から第八百八十条までの規定により扶養の義務を負う者に限る。第五条において同じ。）の生活の維持を困難にすることがないようにすること。

と、配偶者や親族の生活が困窮するほどの多額の献金について配慮義務が設けられた。しかし、これはあくまでも配慮義務にとどまっている。さらに経済状況は個人々人によって異なるものであるため、どこまでが生活の維持を困難にするといえるのか、判断が難しいという点もある。よって被害者や、その救済活動をしている全国霊感商対策弁護士連絡会等からは、内容が不十分であるという指摘もある。²⁸⁾ さらに「防止法」第三条第三項には、

寄附の勧誘を受ける個人に対し、当該寄附の勧誘を行う法人等を特定するに足りる事項を明らかにするとともに、寄附される財産の用途について誤認させるおそれがないようにすること。

とある。「当該寄附の勧誘を行う法人等を特定するに足りる事項を明らかにする」という部分は、いわゆる偽装勧誘、正体隠しの勧誘等が想定されている。これらはマインド・コントロールに展開するものである。ただし、これについても禁止行為ではなく、配慮義務にとどまっている。

また「防止法」では、禁止行為として第四条「寄附の勧誘に関する禁止行為」「借入れ等による資金調達」の要求の禁止²⁹をあげているが、その罰則も十分ではないという意見がある。このように、「防止法」においてもマインド・コントロールそのものの抑制は、十分だとはいえない。

ただし、拙論ではこれ以上「防止法」の内容についての批評は一旦保留しておく。その上で、カルト問題を考えるにあたり、カルトを構成する集団に関する問題について論じてみたい。

第二節 入信から定着までのプロセスとその問題点

カルトには集団の凝集性を高める組織的な仕組みが存在する。カルトの勧誘手法の一つに、正体隠しの勧誘がある。これはアンケート等を装って声をかけ、個人情報等を入手するものである。アンケートの場合、住所のみならず職業や家族構成などを聞き取ったとしても、不自然ではない。もともと、アンケート調査自体が問題なのではない。アンケート調査の目的が明示され、得られた情報が適正に用いられるのであれば、それは一般的なアンケート調査の範疇だからである。問題となるのは、アンケート調査で知り得た個人情報を、実際には別の目的である勧誘に、告知せずに用いることである。これは個人情報悪用の悪用である。また、先に確認した「防止法」第三条第三項において、「当該寄附の勧誘を行う法人等を特定するに足りる事項を明らかにする」ことに反することになる。また、マインド・コントロールの観点から考えると、はじめに名乗られていたならば、その時点で断り、関わることもな

い団体であった可能性もある。よって、最初の接触時点から欺瞞性があると言わざるを得ない。このような正体隠しの勧誘は、組織的におこなわれている。³¹その他にも、歴史や文学、思想家・宗教者等の勉強会を装った偽装勧誘活動もおこなわれている。³²この場合も、導入としては勉強会であるが、その目的は連絡先の収集と人間関係の構築である。社会的な存在である人間は、親密な人間関係が築かれると、そこから離れにくくなる。これは組織内の人間関係が密になる、つまり集団の凝集性が高いと、組織からの脱退に對する心理的ハードルが上がるということである。カルト問題の研究とは関係の無い、フィットネスクラブ (FC) における入退会に関する研究においても、

「対人関係」得点が高い者では、FCの入会後にさらに交友関係が広がり、FCに定着しやすいことが推察された。³³

という指摘がある。親密な人間関係を構築するということは、社会生活を営む上で基本的かつ重要な要素であるが、カルトは団体から離れにくくするためにそれを悪用する。

このように正体を隠した勧誘によって人間関係を構築した後、次の段階として、日帰りの研修から泊まりがけの研修へと、徐々に関わる時間を長期化していく。そして外部の情報を管理し、団体にとつて都合の悪い情報を遮断していく。さらに一般的な社会生活から、団体の所有する寮などに住所を変更させ、集団生活をさせるケースも確認できる。このようなプロセスを経ていくケースが確認される。³⁴

また、集団の凝集性を強化するために、宗教的な言説が用いられるケースが見られる。例えばキリスト教系カルトの場合、この世界の間を神側と悪魔側に二分し、教祖やその教えを信じる者だけが神側の存在であるという。その際、神側に目覚めた者は、選ばれた者であるといった選民思想的なストーリーも用いられる。また仏教系カルトの場合、先祖からの因縁によって先祖や自身が地獄に落ちるといった恐怖を強調する。そして、家族や先祖を救

うためには、家族を人信させたり、高額の献金を伴う儀式をおこなったりすることが必要であると説く。ただし、キリスト教系カルトにおいても先祖の祟りを説くなど混交したケースもあるため、単純な類型化は困難である。

このように、カルトは最初の勧誘段階で、問題点が指摘される場合がある。そして、その後の活動においては、人間関係の構築、情報の遮断による凝集性の強化を伴い、宗教的な言説にもとづく恐怖の強調等により、精神的・宗教的支配—いわゆるマインド・コントロール—が行われることに問題があるといえる。

第三章 宗教団体のカルト化の可能性とそれを抑制する論理

第一節 宗教団体とカルト

宗教を分類する際、信仰する民族や地域をもとにした分類（民族宗教と世界宗教）や、創唱宗教と非創唱宗教という分類がある。

この中で、非創唱宗教とは自然発生的な宗教、つまりその集団のなかで社会の形成とともに誕生したような宗教—日本における原初的な神道や、インドにおけるヴェーダの宗教（バラモン教）等—のように、創始者が明確ではない宗教である。そのため、非創唱宗教の場合、宗教がその社会体制と密接に関係するか、一致している場合が大方を占めているといえる。

他方、創唱宗教とは、創始者や開祖といった人物（またはグループ）を明確に示すことができる宗教である。この場合、何らかの反体制的な性格を有して誕生したといえる。

例えば、仏教を例にすると、古代インドにおいてはバラモン教が広く信仰されていたが、紀元前六世紀頃の経済

的な発展等による社会の成熟を迎え、新思想家・自由思想家と呼ばれる修行者たちが勃興した。釈尊もその一人であり、彼は「生まれによつて尊いのではない。行いによつて尊い」と述べたという。今日の一般的な価値観からすれば、釈尊のこの言葉は常識的なものといえるが、当時のインド社会において、反体制的な意味で理解されたであろうことは想像に難くない。業報輪廻の思想にもとづくバラモンを頂点とするカースト制のありかたを批判することに外ならないからである。また釈尊以外の新思想家・自由思想家達も、何らかの点でバラモン教を批判する形で誕生しており、当時のインド社会に、そのような思想家達を許容するような風土があったものと推測される。

また日本において、平安末から鎌倉初期にかけて活躍した浄土宗の開祖源空（一一三三～一二二二）は、はじめ比叡山で学びながらも山を下り、東山吉水で専修念仏を説いていたが、その念仏集団が弾圧（建永の法難）を受けている。これは、比叡山を中心とする仏教のありかたから逸脱した行為があったこと、「専修念仏」を主張したことなどが理由として考えられる。やはり、当時の仏教の大勢（体制）に反する側面があったといえよう。

このように、誕生当時は反体制的な側面が比較的強く見られる宗教集団が、一般社会との軋轢の中で、徐々に穏やかになり、社会の中に受け入れられていくというプロセスが見られる。

単純化すると、社会常識とは異なる思想が提示され、それが一部の人々に受け入れられて先鋭化した集団を形成する。その後、社会との軋轢の中で距離感を掴みながら、穏当になっていく。つまり、先鋭的な部分が、外部から批判されることにより、ある程度時間をかけてバランスを取るようになるのである。³⁶

一方で、社会とのバランスを取ることににより、迎合的な側面が生じることにもなる。さらには、その集団の特長が失われてしまうこともある。「日本のお寺は、単なる風景にすぎなかった」という言葉がある。これはオウム真理教による地下鉄サリン事件後に、教団幹部がもらったものである。仏教が、広くいえば伝統宗教が、特に高学歴の若年層に対し、宗教的な役割として機能していなかったことを端的に表しているといえよう。

その意味では、それぞれの時代において苦悩を抱えている人に対して訴求力を持つ宗教団体が誕生することもあり得るし、既存の宗教団体も改革を迫られることになる。また、既存宗教団体から派生した宗教団体が生まれる事もある。³⁷⁾

さらに、既存の宗教団体がカルト化するケースもある。パスカル・ズイヴィーは、自らの経験と具体的な例を紹介しながら、比較的長い伝統を持つ教会の中のカルト問題について論じている。³⁸⁾ また、櫻井「二〇〇九」は、キリスト教会を例に、優良教会とカルト化した教会の連続面を指摘し、その上で、

カルトとは宗教団体の組織特性が生み出す副次的効果を批判的に評価した概念と見なすこともできるのではない。³⁹⁾
 いか。⁴⁰⁾

と述べている。この指摘はおおむね同意できるが、カルト化するのには宗教団体のみではない。マルチ・マルチマが商法などの経済的カルトや、いわゆるブラック企業においても共通する問題点がある。⁴¹⁾ また、カルト問題に取り組むムーブメント―反カルトと呼ばれる―に内包するカルト性を指摘する視点も存在する。⁴²⁾ さらに、脱会支援においても信者獲得を目的とすることは厳に謹まねばならない。これはカルトの構造を再生産することにつながるからである。これらは組織論のネガティブな側面として捉えることも可能であり、今後の課題としたい。

第二節 教学に内包されるカルト化を抑制する論理

先述のように、現時点ではカルト的要素が少なかったとしても、すべての宗教団体はカルト化する可能性を有す

る。⁽⁴²⁾ また宗教団体の一部が分派・独立して先鋭化する場合もある。

カルト的要素の一つに、教祖や宗教的リーダー等、宗教指導者への絶対的な帰依というものがある。⁽⁴³⁾ 一例をあげると、呉智英は、

浄土真宗では始祖親鸞の血を引く法主が入浴した残り湯を門徒たちはありがたく飲むし、日蓮宗では法華経を絶対視しこれを中心に国を立てる『立正安国論』も根本聖典にしているではないか。絶対的帰依は宗教では珍しくないはずである。⁽⁴⁴⁾

と述べている。この話の内容は、筆者も法座などで耳にしたことがあるが、真偽は不明である。また呉「二〇一」の中でも、出典は明示されていない。今日の浄土真宗本願寺派の教義から、このような話の内容は首肯されないだろうが、けれども俗説的な側面からは事実だった可能性もまた否定できない。

一方、浄土真宗本願寺派の伝道方法の中に、カルト化を防止する方向に働く論理を見出すことができる。それは「自信教人信」である。

この語は、善導『往生礼讃』に、

自信教人信 難中転更難 大悲伝普化 真成報仏恩⁽⁴⁶⁾

とある。

親鸞はこの文を、『顕浄土真実教行証文類』『信文類』末の真仏弟子釈と、「化身土文類」真門釈の二ヶ所に引用⁽⁴⁷⁾

している。ただし、どちらも「大悲伝普化」が「大悲弘普化」となっている。この点については、「化身土文類」の「弘」の字に、

弘字智昇法師懺儀文也⁽⁴⁹⁾

と注記があり、智昇の『集諸経礼懺儀』の文によって改めたことが知られる。⁽⁵⁰⁾

なぜ親鸞は、善導の『往生礼讚』から直接ではなく、智昇の『集諸経礼懺儀』から引用したのか。その理由について玉木興慈は、

大悲を伝えるという衆生の行為ではなく、大悲のはたらきを表明するために、善導の『往生礼讚』ではなく、智昇の『集諸経礼懺儀』から引用されたと考える⁽⁵¹⁾。

とまとめている。このように、人間の行為性を論じるのではなく、超越者―この場合は阿弥陀仏―による救済として表現され、主体を人間から阿弥陀仏へと転換しているところに、親鸞の特長が見られる。

この点は、カルト問題を検討する上でも、重要な視座であるといえよう。なぜならば、宗教指導者の絶対化を抑制する方向性を有しているからである。

次に、「自信教人信」の内容について考えると、貴島信行は、

浄土真宗で伝道を語るとき、自信教人信が基本的な概念及び構造を提示する語として理解され今日に至ってい

ることは周知のごとくである。それは真宗が往生浄土の真因である信心を根本義とする教えであり、その真実信心を抛り処とする信心の行者の実践において、つねに如来と自己、自己と他者との関係性を自覚させる用語として機能しているからにはほかならない。²²⁾

と述べている。この「如来と自己、自己と他者との関係性を自覚させる」という点が、組織の中における人間関係を考えるうえで重要になることは論を俟たない。

これらを背景に、伝道上の注意点として語られてきたのが「教化者意識の払拭」である。自分自身が教えを説き、門末を教化するという意識を取り除くことが肝要であるとされてきた。

これは困難な課題である。しかし、その一方で、このような論理が構築されてきたということは、浄土真宗本願寺派という教団における伝道活動の中に、宗教指導者の絶対化を抑制する方向性が内包されていると考えることが可能である。

おわりに

九〇年代のオウム真理教による一連の事件以降、カルト問題について一部のメディアや宗教学者の声明や研究論文は発表されてきた。しかし、宗教団体からの公式の声明等は、わずかな例を除きほとんどなかったといえる。そこには、「カルト」は宗教とは異なる存在であり、我々（の教団）とは異なるといった意識があったのではなからうか。

しかし、カルト問題の背景には、多く宗教的な言説が用いられている。そういった宗教的な恐怖によって人権侵

害がなされているとするならば、それに対して宗教者は反意を示すべきではないか。そのような意図のもと、カルト問題の枠組みを検討してきた。はじめにピックアップした個別の問題については、今後の課題としたい。

【参考資料】

《書籍》

- ・ Steven Hassan *Combating Cult Mind Control* Park Street Press, 1989
- ・ 浅見定雄訳『マインド・コントロールの恐怖』(恒友出版、一九九三年)
- ・ 西田公昭『マインド・コントロールとは何か』(紀伊國屋書店、一九九五年)
- ・ 降幡賢一『オウム法廷』シリーズ(朝日新聞出版、一九九八～二〇〇四年)
- ・ パスカル・ズイヴィー『信仰』という名の虐待』(いのちのことば社、二〇〇二年)
- ・ パスカル・ズイヴィー『信仰』という名の虐待』からの回復―心のアフターケア』(いのちのことば社、二〇〇八年)
- ・ 日本脱カルト協会編『カルトからの脱会と回復のための手引き』(遠見書房、二〇〇九年)
- ・ 呉智英『つぎはぎ仏教入門』(筑摩書房、二〇一一年)
- ・ 吉川肇子・杉浦淳吉・西田公昭編『大学生のリスク・マネジメント』(ナカニシヤ出版、二〇一三年)
- ・ 紀藤正樹『決定版マインド・コントロール』(株式会社アスコム、二〇一七年)
- ・ 西尾潤『マルチの子』(徳間書店、二〇二二年)
- ・ 紀藤正樹『カルト宗教』(アスコム、二〇二二年)
- ・ 魚谷俊輔『間違いだらけの「マインド・コントロール」論』(賢仁舎、二〇二三年)

《論文》

- ・ 櫻井義秀『「宗教」と「カルト」のあいだ』(『宗教研究』八二巻二号、二〇〇九年)
- ・ 貴島信行『真宗伝道における自信教人信の意義』(『真宗学』一二九・一三〇号、二〇一四年)
- ・ 玉木興慈『釈尊と親鸞の伝道』(龍谷大学アジア仏教文化研究センター ワーキングペーパーNo.1701、二〇一八年)
- ・ 菊賀信雅・福島教照・澤田享・松下宗洋・丸藤祐子・渡邊夏海・橋本有子・中田由夫・井上茂『フィットネスクラブ新規入会者の大

会に関連する心理的要因：前向きコホート研究』（『日本公衛誌』第六八巻第四号、二〇二二年）
 ・大喜多紀明「〈研究ノート〉カルトという蔑称と反カルトに内在するカルト性―定義なき言説と対立の諸相―」（『人文×社会』第二巻第八号、二〇二二年）

【註】

- (1) 論文執筆の二〇二四年一〇月現在
- (2) 国際勝共連合 (International Federation for Victory over Communism : IFVOC) は、文鮮明が反共産主義を掲げて設立した政治団体である。
- (3) 櫻井義秀「『宗教』と『カルト』のあいだ」（『宗教研究』八二巻二号、二〇〇九年）
- (4) 櫻井「同論文」
- (5) 日本脱カルト協会 (JSCPR) は、心理学者、聖職者、臨床心理士、弁護士、精神科医、宗教社会学者、カウンセラー、ジャーナリスト、そして「議論ある団体」の元メンバーや家族等により構成されている。参考「日本脱カルト協会」ウェブサイト (<http://www.jsopr.org/>)。
- (6) 日本脱カルト協会編『カルトからの脱会と回復のための手引き』（遠見書房、二〇〇九年）二七～二八頁
- (7) 日本脱カルト協会編『同書』二八頁
- (8) 人民寺院：Peoples Temple of the Disciples of Christ
 「人民寺院事件」とは、一九七八年一月一八日、人民寺院が開拓したコミュニンのジョーンズタウンにおいて、集団自殺もしくは殺人によって、信者やジャーナリスト等、九一八名が死亡した事件のこと。
- (9) 「カルト映画」「カルトムービー」など。この場合の「カルト」は、「熱狂的」、「熱狂的なファンをついた」の意。例えば、松竹株式会社では、「一〇〇年の一〇〇選」 (<https://movies.shochiku.co.jp/100th/>) と同じコンテンツ内に、「#これでカルトムービー」 (<https://movies.shochiku.co.jp/100th/tag/023/>) と同じページを設けている（二〇二四年一〇月現在）。ただし、著名人の死に伴う後追いで自殺等といった事例があるため、熱狂的なファンの付いたコンテンツについても課題はある（参考、厚生労働大臣指定法人・一般社団法人「いのちを支える自殺対策推進センター」自殺報道ガイドラインを踏まえた報道の呼びかけ（著名人の自殺に可能性に触れる報道について12/19） (https://jsepr.jp/action/who_guideline1219.html)）。
- (10) 吉川肇子・杉浦淳吉・西田公昭編『大学生のリスク・マネジメント』（ナカニシヤ出版、二〇一三年）四二頁

- (11) 紀藤正樹『カルト宗教』（アスコム、二〇二二年）一八頁
- (12) 「X JAPAN」のTOSH氏にみる自己啓発セミナーの危険」（『しんぶん赤旗』二〇一〇年二月一六日）、「POSHの「洗脳」で話題になったホームオブハートの今。TOSH脱会後も、名前を変えて活動」（『ハーバー・ビジネス・オンライン』二〇二〇年一〇月二日（<https://hbol.jp/pc/229504/>））など参考。
- (13) マルチ商法の被害を描いた作品として、西尾潤『マルチの子』（徳間書店、二〇二一年）がある。これは著者の実体験を元にした創作であるが、マルチ商法被害の実態を克明に描いていると評されている。
- (14) 比較的規模の大きな団体以外にも、近年問題となっているものに、SNS等を介した少人数のグループによる「ミニカルト」と呼ばれるものがある。また個人間のマイノリティ・コントロールの問題については、拙論の定義ではカバーできていない。これらについては今後の課題としたい。
- (15) スラップ訴訟とされる例として最近の例は、旧統一教会がテレビ番組の発言により名誉を傷つけられたとして、ジャーナリストの有田芳生氏と報道した日本テレビに対し、計二〇〇万円の損害賠償等を求めた訴訟があった。二〇二四年（令和六）年三月一二日、東京地裁は名誉毀損には当たらないとして請求を棄却した（参考「有田芳生さんの「反社会的集団」発言、旧統一教会側が敗訴 東京地裁「名誉毀損に当たらず」」『東京新聞』二〇二四年三月一二日）。
- また、同じく旧統一教会がテレビ番組の発言により名誉を傷つけられたとして、紀藤正樹氏と読売テレビに対し、計二〇〇万円の賠償を求めた訴訟があった。二〇二四年（令和六）年三月一三日、東京地裁は請求を棄却する判決を言い渡した（参考「旧統一教会の請求棄却 テレビ番組での弁護士ら発言めぐり 東京地裁」『朝日新聞』二〇二四年三月一三日）。
- (16) 「反スラップ法の制定に関する請願」（第二二回国会）
最高裁判所は、
訴えの提起は、提訴者が当該訴訟において主張した権利又は法律関係が事実的、法律的根拠を欠くものである上、同人がそのことを知りながら又は通常人であれば容易にそのことを知り得たのにあえて提起したなど、裁判制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠く場合に限り、相手方に対する違法な行為となる。
最高裁判所 昭和六三年一月二六日
としており、訴訟の提起が違法な行為となる場合を示している。ただし、憲法第三十二条に「何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。」とあり、裁判を受ける権利は最大限保障されるため、訴訟そのものを禁止することは現状困難である。
- (17) 日本脱カルト協会編『カルトからの脱会と回復のための手引き』（二〇一〇～二〇一四頁）
また、同じ内容をウェブサイトで（<http://www.cnet-sc.ne.jp/jcc/GH/index.html>）で公開し、判定できるものになっている。

- (18) 極端な例をあげると、世界征服を企む悪の秘密結社があったとする。しかし、構成員が集まっているだけであれば、断罪されるには至らない。ただし、「組織的な犯罪の共謀罪」や「テロ等準備罪」が適用される可能性は考えられる。正義のヒーローに倒されるのは、その秘密結社が悪巧みを実行に移した（犯罪行為などをした）時である。
- (19) 日本国憲法第二十一条
集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。
検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。
- (20) ただし当該団体に指示されていたかどうかといった「使用者責任」が問われるようなケースに限定される。当然のことであるが、構成員が所属団体の活動とは無関係なところで犯した犯罪行為によって、所属団体をカルトとは判断されない。
- (21) *Seven Hassan Combating Cult Mind Control* Park Street Press, 1989
同著の邦訳として、浅見定雄訳『マインド・コントロールの恐怖』（恒友出版、一九九三年）がある。なお『マインド・コントロールの恐怖』は、山崎氏の脱会記者会見と同日に発売された。山崎氏は出稿前の原稿を読んだといわれる。
- (22) 西田公昭『マインド・コントロールとは何か』（紀伊國屋書店、一九九五年）
- (23) 魚谷俊輔『間違いだらけの「マインド・コントロール」論』（賢仁舎、二〇一三年）。本書の著者魚谷氏は、旧統一教会が開校した米国統一神学大学院神学課程を卒業（一九九五年）、二〇一七年から旧統一教会の関連団体とされる天宙平和連合（UPP）の日本事務総長を勤めている人物である。
- (24) ただし、オウム真理教に関する一連の法廷弁論の中では、マインド・コントロールについて詳細に議論されている（参考文献、降幡賢一著『オウム法廷』シリーズ（朝日新聞出版、一九九八～二〇〇四年）。宗教ジャーナリストの藤田庄市氏から、判決文以外に法廷記録を検討すべき意義があると教示頂いた。氏に甚深の感謝を表す）。
- (25) 二〇二四年七月一日に、旧統一教会に対する献金を返還しない旨を記載した「念書」が無効であるとされ、最高裁から高裁に差し戻された（令和四年（受）第二二八一号 損害賠償請求事件）。判断理由について、「家庭連合の心理的な影響の下にあった」と記されており、これはマインド・コントロールに相当する表現である。もっとも、この「心理的影響の下にあった」ことのみで判断されたわけではなく、「念書」がテンプレートのように綺麗に書式が整っていたこと（高齢の被害女性が主体的に作製したもではなく、第三者の指示によったものであると判断されたようである）など、複数の理由ともついで判断された。
- (26) 紀藤正樹『決定版マインド・コントロール』（株式会社アスコム、二〇一七年）七〇～七二頁参照。
- (27) マインド・コントロールに類似した語に「洗脳（ブレインウォッシング：brainwashing）」がある。これも心理操作ではあるが、

こちらは特異な環境下で、暴行や監禁、薬物投与等により、人の思想や主義を根本的に変えることである。日本では、中国共産党が資本主義的思想を持つ者に教育を施し、共産主義的な思想に改造したと紹介され、有名になった語である。「洗脳」の手法を描いた作品として、映画「フルメタル・ジャケット」(Full Metal Jacket) (ワーナーブラザーズ、スタンリー・キューブリック監督、アメリカ・イギリス合作、一九八七年)がある。志願した青年達が、プライベートのほぼ無い状況下で、人格を否定する罵倒と暴力によって徹底的に訓練される様は、まさに思想改造と言えよう。

また、映画「ウェイヴ」(The Waves) (コンスタンティン・フィルク、デニス・ガンゼル、二〇〇八年)は、高校で独裁政治についての体験授業を行い、次第に生徒がのめり込む様子を描いている。生徒達は自由意志によって選択しているように見えるが、集団の暗黙の強制力によって方向付けられているマインド・コントロール状態にあったといえよう。本作は一九六七年にアメリカの高等学校で行われた、ドイツ人がナチス政権の政策を受け入れた事を説明する社会学的実験をもとにしている。

両作品ともフィクションではあるが、洗脳やマインド・コントロールについて考える上での参考になると思われる。

- (28) 全国霊感商法対策弁護士連絡会の声明「統一教会被害者に関する「新法概要」と「消費者契約法等改正案」の問題点について」(二〇二二(令和四)年一月二十九日)

- (29) 「防止法」第二節 禁止行為

(寄附の勧誘に関する禁止行為)

第四条 法人等は、寄附の勧誘をするに際し、次に掲げる行為をして寄附の勧誘を受ける個人を困惑させてはならない。

一 当該法人等に対し、当該個人が、その住居又はその業務を行っている場所から退去すべき旨の意思を示したにもかかわらず、それらの場所から退去しないこと。

二 当該法人等が当該寄附の勧誘をしている場所から当該個人が退去する旨の意思を示したにもかかわらず、その場所から当該個人を退去させないこと。

三 当該個人に対し、当該寄附について勧誘をすることを告げずに、当該個人が任意に退去することが困難な場所であることを知りながら、当該個人をその場所に同行し、その場所において当該寄附の勧誘をすること。

四 当該個人が当該寄附の勧誘を受けている場所において、当該個人が当該寄附をするか否かについて相談を行うために電話その他の内閣府令で定める方法によって当該法人等以外の者と連絡する旨の意思を示したにもかかわらず、威迫する言動を交えて、当該個人が当該方法によって連絡することを妨げること。

五 当該個人が、社会生活上の経験が乏しいことから、当該寄附の勧誘を行う者に対して恋愛感情その他の好意の感情を抱

- き、かつ、当該勧誘を行う者も当該個人に対して同様の感情を抱いているものと誤信していることを知りながら、これに兼じ、当該寄附をしなければ当該勧誘を行う者との関係が破綻することになる旨を告げること。
- 六 当該個人に対し、靈感その他の合理的に実証することが困難な特別な能力による知見として、当該個人又はその親族の生命、身体、財産その他の重要な事項について、そのままでは現在生じ、若しくは将来生じ得る重大な不利益を回避することができないとの不安をあおり、又はそのような不安を抱えていることに乗じて、その重大な不利益を回避するためには、当該寄附をすることが必要不可欠である旨を告げること。
- (借入れ等による資金調達)の禁止
- 第五条 法人等は、寄附の勧誘をするに際し、寄附の勧誘を受ける個人に対し、借入れにより、又は次に掲げる財産を処分することにより、寄附をするための資金を調達することを要求してはならない。
- 一 当該個人又はその配偶者若しくは親族が現に居住の用に供している建物又はその敷地
- 二 現に当該個人が営む事業（その継続が当該個人又はその配偶者若しくは親族の生活の維持に欠くことのできないものに限る。）の用に供している土地若しくは土地の上に存する権利又は建物その他の減価償却資産（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第十九号に規定する減価償却資産をいう。）であつて、当該事業の継続に欠くことのできないもの（前号に掲げるものを除く。）
- (30) その他に、手相・面相占いなどを装うケースもある。
- (31) 旧統一教会においては、勧誘のマニュアル化もおこなわれていたという脱会者の証言も確認されている。また、過去の裁判においても、正体隠しの勧誘に違法性があるとした「青春を返せ裁判」（札幌地裁判決（二〇二二年三月）、札幌高裁判決（二〇二三年一〇月）等）の判例がある。
- (32) このような勉強会は、連絡先が個人名、携帯番号になつているケースが多い。さらに会場として公共施設や大学施設等が用いられる場合があるが、これは行政や大学が公認しているように錯誤させる目的もある。
- (33) 菊賀信雅・福島教照・澤田享・松下宗洋・丸藤祐子・渡邊夏海・橋本有子・中田由夫・井上茂「フィットネスクラブ新規入会者の大会に関連する心理的要因：前向きコホート研究」（『日本公衛誌』第六八巻第四号、二〇二二年四月一五日）
- (34) オウム真理教は信者や出家者に集団生活させ、外部との接触を限つてきた。また、後継団体であるアレフも、信者に集団生活をさせるケースが確認されている（参考「オウム同様にアレフ信者も出家、家族らとの関係絶つ例相次ぐ」：「サリン事件は陰謀」洗脳めいた説明も」『読売新聞』二〇二四年三月一九日）。

- (35) ただし、カルトの場合は反体制的な部分を内包しながら、表面的には穏当な組織であるように振る舞うケースがあるため、注意を要する。また繰り返しになるが、一旦穏当になった集団がカルト化することもあり得るため、この点も注意を要する。
- (36) 「オウム七人死刑」を現役大学生はどう見たか（『日経ビジネス』、二〇一八年七月一八日）
- (37) 「宗教法人法」第二条で、
この法律において「宗教団体」とは、宗教の教義をひろめ、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする下に掲げる団体をいう。
一 礼拝の施設を備える神社、寺院、教会、修道院その他これらに類する団体
二 団体を包括する教派、宗派、教団、教会、修道会、司教区その他これらに類する団体
と「宗教団体」が規定されている。判例等でも、「宗教団体」の規定として用いられる例がある。ただし、「この法律において」、「つまり「宗教法人法」の中でという限定がある。「宗教法人法」は第一条に、
この法律は、宗教団体が、礼拝の施設その他の財産を所有し、これを維持運用し、その他その目的達成のための業務及び事業を運営することに資するため、宗教団体に法律上の能力を与えることを目的とする。
とあるように、宗教団体に法人格を与えることを目的としている。また、日本国憲法第二条において「集会・結社の自由」が謳われているため、宗教法人格の取得を別にして宗教団体の設立は可能である。
- (38) パスカル・ズイヴィー『信仰』（いのちのことは社、二〇〇二年）、パスカル・ズイヴィー『信仰』という名の虐待からの回復―心のアフターケア（いのちのことは社、二〇〇八年）など。
- (39) 櫻井義秀「宗教」と「カルト」のあいだ（『宗教研究』八二巻二号、二〇〇九年）
- (40) 参考「まさか2日で洗脳されるとは プラック企業、5つの洗脳テク」『日経ビジネス電子版』二〇二四年七月二六日
(https://business.nikkei.com/atcl/gen/19/00659/071900008/?n_cid=hpbh_rwad_240806&rwclid=2-2g4lyukdeb1apew107b1tt#)
- (41) 大喜多紀明「研究ノート」カルトという蔑称と反カルトに内在するカルト性―定義なき言説と対立の諸相―（『人文×社会』第二巻第八号、二〇二二年）
- (42) 付言すれば、宗教団体がカルト化する可能性というよりも、団体として複数の人数が集まった段階で役割や、上下関係等が自ずと発生することに要因があると考えられる。ただし、これ自体が悪いのではない。団体内で発生した役割や上下関係が悪用され、人権侵害につながる問題なのである。
- (43) カルトの判断基準として教義内容は一旦保留すべきと述べたが、教祖の交代によって教義が大幅に変更されるような団体は注意

すべきであると考ええる。これは、教義ではなく教祖が中心となっていることの証左といえよう。例えばあるキリスト教系団体では、イエスの再誕と称していた開祖の教義が後継者によって撤廃され、後継者の教義へと置き換えられた。この場合、宗教団体としての教義に関する同一性はどのように保証されるのか疑問である。もちろん教義やその理解が徐々に変化することはあり得るだろう。しかし、それまでの教義が後継者によって置き換えられたならば、それは別の宗教となるのではなからうか。また、伝道方法等が国や地域によって異なる事はあろうが、教義内容そのものが異なる場合、はたして同一の宗教と見做せるのか疑問がある。

(44) 呉智英『つぎはぎ仏教入門』（筑摩書房、二〇一一年）一一八頁

(45) このような伝道論を語る場合、「浄土真宗の伝道法」として語られる場合がある。このように「浄土真宗」といった場合に、親鸞によって開顕された教えと、宗教団体との区別を明瞭にせず語られる例が散見される。拙論では「カルト」を「特有の（主として宗教的）言説を用い、公共の福祉に反する行為を行う団体」と定義した。そこで教えとしての「浄土真宗」と、宗教団体としての「浄土真宗本願寺派」という区別は重要となる。

(46) 『浄土真宗聖典全書』一 三経七祖篇、九二八頁

(47) 『同』二 宗祖篇上、一〇一頁

(48) 『同』二 宗祖篇上、二〇九頁

(49) 『同』二 宗祖篇上、二〇九頁

(50) 『集諸経礼懺儀』では、「大慈弘普化」（『大正新脩大藏経』四十七卷・四六九頁中段）となっている。

(51) 玉木興慈「釈尊と親鸞の伝道」（龍谷大学アジア仏教文化研究センター ワーキングペーパーNo.17-01、二〇一八年）

(52) 貴島信行「真宗伝道における自信教人信の意義」（『真宗学』一二九・一三〇号、二〇一四年）